

令和 6 年 11 月 11 日

理事会制定

医療経営士資格認定試験の受験禁止等の措置に関する取扱

1. 趣旨

本取扱は、医療経営士資格認定試験（以下「医療経営士試験」という。）における受験禁止等の措置（以下「措置」という。）を行う場合の取扱を定めることにより、医療経営士試験を不正の手段によって受けようとし、または受けた行為に厳正に対処し、もって医療経営士試験の公正かつ適正な実施を確保することを目的とする。

2. 措置の基本方針

医療経営士試験の公正かつ適正な実施を確保するため、不正の手段によって、医療経営士試験を受け、4に定める措置事由に該当するときは、本取扱に従い、迅速かつ厳正に措置を執り行う。

3. 用語の定義

本取扱において、「不正行為」とは、不正の手段によって医療経営士試験を受けようとし、または受けた行為をいう。

4. 受験禁止等の措置

- (1) 不正の手段によって医療経営士試験を受けようとした者に対しては、その試験を受けることを禁止するとともに、5に定める基準に従い、1～3年間は医療経営士試験の受験を禁止する。
- (2) 医療経営士試験を受けて合格した者について、その後不正行為が明らかとなつた場合には、合格の決定を取り消す。
- (3) 極めて悪質な不正行為により医療経営士試験の信用を大きく損ねこととなつた場合には、理事会の協議により、当該者の医療経営士の登録を抹消することができる。

5. 受験禁止措置の基準

(1) 一般的基準

措置の内容は、原則として次の表の左欄に掲げる行為の別に応じ、当該右欄に掲げるとおりとする。

措置事由に該当する行為	受験禁止期間
①他の受験者の答案をのぞき見るなどの不正行為。 受験票等への書き込み、試験情報を書き込んだ受験票を持ち帰るなどの不正行為	1年
②参考書、メモを取り出し利用できる状態に置くなどの悪質な不正行為	2年
③虚偽の出願[替え玉（なりすまし）受験など]によって試験を受け、または受けようとするなどの極めて悪質な不正行為	3年

(2) 個別事情による措置の加重または軽減

- ①不正行為の内容および情状により受験禁止期間を加重または軽減することができる。
- ②過去に不正行為を行った者が、再度不正行為を行った場合は、その態様に応じて受験禁止期間を加重することができる。

6. 措置に伴う通知

措置を行った場合においては、措置を受けた受験者に通知するとともに、指定試験機関へ情報の提供を行う。

7. 施行期日等

この基準は、令和6年12月2日から施行する。